

○ 無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

改正案	現行
<p>（科目合格者等に対する免除）</p> <p>第六条 次に掲げる資格の国家試験において合格点を得た試験科目（電気通信術を除く。以下この項において同じ。）のある者が当該試験科目の試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年以内（総務大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかったことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年を経過した後において最初に起算した後に）に実施される当該資格の試験を受ける場合は、申請により、当該合格点を得た試験科目の試験を免除する。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>2 次に表の上欄に掲げる資格の国家試験において電気通信術の試験に合格点を得た者が当該電気通信術の試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年以内（総務大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかったことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年を経過した後において最初に起算した後に）に実施される当該資格の試験を受ける場合は、申請により、当該合格点を得た試験科目の試験を免除する。</p>	<p>（科目合格者等に対する免除）</p> <p>第六条 次に掲げる資格の国家試験において合格点を得た試験科目（電気通信術を除く。以下この項において同じ。）のある者が当該試験科目の試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年以内に実施される当該資格の国家試験を受ける場合は、申請により、当該合格点を得た試験科目の試験を免除する。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>2 次に表の上欄に掲げる資格の国家試験において電気通信術の試験に合格点を得た者が当該電気通信術の試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年以内に実施される同表の下欄に掲げる資格の国家試験を受ける場合は、申請により、当該電気通信術の試験を免除する。</p>

で)に実施される同表の下欄に掲げる資格の国家試験を受ける場合は、申請により、当該電気通信術の試験を免除する。

表 (略)

(認定学校等の卒業者に対する免除)

第七条 総務大臣の認定を受けた学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校その他の教育施設(以下「学校等」という。)を卒業した者が当該学校等卒業の日から三年以内(総務大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかったことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該学校等卒業の日から三年を経過した後において最初に行われる試験の実施日まで)に実施される国家試験を受ける場合は、総務大臣が別に告示するところにより、申請によって、無線工学の基礎、電気通信術及び英語の試験のうちその一部又は全部を免除する。

(資格、業務経歴等による免許の要件等)

第三十三条 (略)

表 (略)

注 船舶局における無線設備の国際通信のための操作に従事した経歴については、漁船(船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第一条第二項第一号の船舶又は第二号の船舶をいう。)に開設するものにあつては、遠洋区域(A三海域以上)を航行区域とする船舶のものに限る。

表 (略)

(認定学校等の卒業者に対する免除)

第七条 総務大臣の認定を受けた学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校その他の教育施設(以下「学校等」という。)を卒業した者が当該学校等卒業の日から三年以内に実施される国家試験を受ける場合は、総務大臣が別に告示するところにより、申請によって、無線工学の基礎、電気通信術及び英語の試験のうちその一部又は全部を免除する。

(資格、業務経歴等による免許の要件等)

第三十三条 (略)

表 (略)

<p>2 (略)</p> <p>(認定の基準)</p> <p>第三十四条 前条第一項の認定(以下この章において「認定」という。)の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 営利を目的とするものでないこと(第三級海上無線通信士及び第四級海上無線通信士の場合を除く。)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 認定講習課程を実施しようとする者が当該認定講習課程の実施に係る業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて認定講習課程の実施に係る業務が不公正になるおそれがないものであること。</p> <p>四 管理責任者(認定講習課程の運営を直接管理する責任者をいう。以下この章において同じ。)で、総務大臣がその認定講習課程の運営を厳正に管理することのできるものと認めるものを置くものであること。</p> <p>五 申請者、代表者、管理責任者又は講師が、次の各号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>ロ 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分違反して、法第七十六条第一項(法第七十条の七第四項、第七十条の</p>	<p>2 (略)</p> <p>(認定の基準)</p> <p>第三十四条 (同上)</p> <p>一 営利を目的とするものでないこと。</p> <p>二 (略)</p>

<p>八 第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。又は法第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者</p> <p>ハ 第四十一条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた認定講習課程の管理責任者であつて、その処分の日から二年を経過しない者</p> <p>六 その認定講習課程の実施に必要な設備を備えるものであること。</p> <p>七 認定講習課程の種別（前条第一項の表の上欄に掲げる資格でその認定講習の別をいう。以下同じ。）に応じ、別表第八号に掲げる講習科目及び講習時間（総務大臣が別に告示する要件を満たす者については、告示する講習時間）を設けるほか、総務大臣が別に告示する実施要領に準拠するものであること。</p> <p>八 認定講習課程の種別及び講習科目に応じ、講習を行うのに十分な知識及び能力を有する者で、別表第十号に掲げる要件を備えたものが講師として従事するものであること。</p> <p>九 講習科目の講習において、当該科目の講習に適するものとして総務大臣が認める教科書その他の教材（以下「教材等」という。）を使用するものであること。</p> <p>十 認定講習課程の終了の際、総務大臣が別に告示するところにより、試験を実施して、当該試験に合格した者に限り、当該認定講習課程の修了証明書を発行するものであること。</p> <p>十一 第七号から前号までに掲げるもののほか、実施の期間、講師</p>	<p>三 （同上）</p> <p>四 （同上）</p> <p>五 総務大臣が適当と認める教科書その他の教材（以下この章において「教材等」という。）を使用するものであること。</p> <p>六 （同上）</p> <p>七 前四号に掲げるもののほか、実施の期間、講師の担当する講習</p>
--	---

の担当する講習科目別講習時間、施設費及び運営費の支弁方法等に関する適切な実施計画によるものであること。

(認定の申請)

第三十五条 認定講習課程を実施しようとする者は、認定講習課程の種別及びその課程の一ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書に、使用する教材等を添えて、総務大臣に提出しなければならない。ただし、申請書に記載する事項又は提出する教材等が既に提出した申請書に記載したもの又は提出した教材等と同一である場合は、申請書にその旨を記載することにより、同一の事項の記載又は教材等の提出を省略することができる。

一〜二 (略)

三 実施しようとする理由

四 管理責任者の氏名、生年月日及び職業(勤務先、役職名及び申請者との契約関係を含む。第六号において同じ。)

五 設備の状況

六 実施計画に関する事項で次に掲げるもの

イ 実施の期間及び場所

ロ 講習科目及び講習科目別講習時間(時間割を含む。)並びに実施要領(総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。)

ハ 講師の氏名、職業、経歴、無線従事者の資格及び免許証の番号並びに担当する講習科目別講習時間

科目別講習時間、施設費及び運営費の支弁方法等に関する適切な実施計画によるものであること。

(認定の申請)

第三十五条 認定講習課程を実施しようとする者は、認定講習課程の種別及びその課程の一ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書に、使用する教材等を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一〜二 (略)

三 実施の期間及び場所

四 講習科目及び講習科目別講習時間(時間割を含む。)並びに実施要領(総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。)

五 講師の氏名、職業、経歴、無線従事者の資格及び免許証の番号並びに担当する講習科目別講習時間

六 修了試験の方法

<p>二 講習人員</p> <p>ホ 使用する教材等の名称及び発行者の氏名又は名称</p> <p>ヘ 試験問題の作成方針及び管理方法</p> <p>ト 修了証明書の発行の条件</p> <p>チ 修了試験の方法</p> <p>七〇八 (略)</p> <p>九 実施する者が行う業務</p> <p>十 実施する者、その代表者、管理責任者又は講師が次のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容</p> <p>イ 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられたこと。</p> <p>ロ 法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分を違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は法第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受けたこと。</p> <p>ハ 第四十一条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた認定講習課程の管理責任者であったこと。</p> <p>十一 その他参考となる事項</p> <p>(認定)</p> <p>第三十六条 総務大臣は前条の申請があつた場合において、当該申請に係る認定講習課程が第三十四条に規定する基準に適合するとき</p>	<p>七〇八 (略)</p> <p>九 実施する者、その代表者又は講師が法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分を違反して法第七十六条（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）若しくは法第七十九条の規定による処分を受けたこと又は罪を犯して刑に処せられたことの有無（それらがある場合は、その事由を含む。）</p> <p>十 その他参考となる事項</p> <p>(認定)</p> <p>第三十六条 総務大臣は前条の申請があつた場合において、当該申請が第三十四条に規定する基準に適合するときは、認定しなければな</p>
---	--

は、認定しなければならぬ。ただし、第三十四条第五号に該当する際に、情状を酌量することが適当と認められる場合は、総務大臣は、本文の規定にかかわらず、認定することができる。

2 (略)

3 前項の認定書には、その認定が第三十四条第七号の総務大臣が別に告示する講習時間によるものであるときは、その旨及び当該講習時間を記載するものとする。

(変更の承認等)

第三十八条 認定講習課程実施者は、その認定講習課程の次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類（使用する教材等を変更しようとするときは、変更後使用する教材等を含む。）を提出し、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

一 管理責任者

二 設備の状況

三 実施計画に関する事項で次に掲げるもの

イ 実施の期間

ロ 講習科目及び講習科目別講習時間（時間割を含む。）並びに実施要領（総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

ハ 講師（その担当別を含み、次項第二号ロに掲げるものを除く。）

ニ 使用する教材等（変更後の教材等が既に総務大臣が認めた教材等であるときを除く。）

らない。

2 (略)

(変更の承認等)

第三十八条 認定講習課程実施者は、その認定講習課程の講師（その担当別を含む。）又は使用する教材等を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類（使用する教材等を変更しようとするときは、変更後使用する教材等を含む。）を提出し、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

<p>ホ 試験問題の作成方針及び管理方法</p> <p>ヘ 修了試験の方法</p> <p>四 施設費及び運営費並びにその支弁方法</p> <p>五 受講料の額</p> <p>六 実施する者が行う業務</p> <p>七 実施する者、代表者、管理責任者又は講師が第三十五条第十号イからハのいずれかに該当することの有無</p> <p>2 認定講習課程実施者は、次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総務大臣に届け出なければならぬ。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所</p> <p>二 実施計画に関する事項で次に掲げるもの</p> <p>イ 認定講習課程の実施場所</p> <p>ロ 講師の氏名並びに無線従事者の資格及び免許証の番号（同一の者の場合に限る。）</p> <p>ハ 講習人員</p> <p>ニ 使用する教材等の名称及び発行者の氏名又は名称</p> <p>ホ 修了証明書の発行の条件</p> <p>三 その他参考となる事項</p> <p>（報告）</p> <p>第三十九条（略）</p> <p>2 前項の規定による報告は、当該認定講習課程に関し、次に掲げる</p>	<p>2 認定講習課程実施者は、第三十五条各号に掲げる事項（前項の規定により承認を受けなければならないものを除く。）に変更があったときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>（報告）</p> <p>第三十九条（略）</p> <p>2 （同上）</p>
---	--

事項を記載した書類を添えて行うものとする。

- 一～二 (略)
- 三 講習科目別講習時間
- 四 講師の氏名及び担当科目別講習時間
- 五 修了試験の問題
- 六 履修者数
- 七 修了者の修了年月日、修了証明書の番号、氏名及び生年月日
- 八 修了者別の修了試験の成績
- 九 その他参考となる事項

(書類の保存)

第四十条 認定講習課程実施者は、その認定講習課程が終了した日から二年間、当該認定講習課程の修了試験の問題及び答案を保存しなければならない。

2 (略)

別表第二十四号

講習の区分		科目		時間数
海上主任講習		無線設備の操作の監督(注)	最新の無線工学	六時間以上
航空主任講習		無線設備の操作の監督(注)		六時間以上

一～二 (略)

- 三 修了試験の問題
- 四 履修者数
- 五 修了者の氏名及び各修了者別の修了試験の成績
- 六 その他参考となる事項

(書類の保存)

第四十条 認定講習課程実施者は、その認定講習課程が終了した日から一年間、当該認定講習課程の修了試験の問題及び答案を保存しなければならない。

2 (略)

別表第二十四号

講習の区分		科目		時間数
海上主任講習		法規	無線設備の操作の監督	六時間以上
航空主任講習		法規	最新の無線工学	六時間以上
		無線設備の操作の監督		六時間以上

陸上主任講習	最新の無線工学	
無線設備の操作の監督(注)		六時間以上
最新の無線工学		

注 無線局の監督に際して、遵守しなければならない法令に関する事項を含む。

附 則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第六条及び第七条の改正規定は公布の日から、別表第二十四号の改正規定は平成二十四年四月一日から施行する。

陸上主任講習	最新の無線工学	
法規		六時間以上
無線設備の操作の監督		
最新の無線工学		